北名古屋市監査公表第５号

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第１４項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

　　令和６年３月１３日

北名古屋市監査委員　吉　野　修　進

北名古屋市監査委員　清　水　晃　治

６北総第１７号
令和６年３月５日

北名古屋市監査委員　吉　野　修　進　様
北名古屋市監査委員　清　水　晃　治　様

北名古屋市長　太　田　考　則
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和６年２月２日付け６北監第４号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜総務課＞

1　【指摘事項】

⑴　収入事務について

行政財産の使用の許可について、許可した期間中に当該行政財産を使用する事実が無くなったにもかかわらず、使用を許可した期間を改めていないものがあった。使用を許可した期間を改めるとともに、既に決定した行政財産使用料等の取扱いやその他の決定すべき事項を含め、適切な処理に努めること。

⑵　支出事務について

電話交換業務について、業務委託契約の相手方と委託業務の従事者との間で個人情報の保護に関する取り決めがされていなかった。任意団体へ業務を委託するときは、個人情報の保護に関する取り決めの有無や、委託業務の従事者が秘密保持の誓約等をしていることを確認すること。

2　【措置状況】

⑴　指摘事項について、当該行政財産の使用期間及び使用料についての取り扱いを整理し、市長決裁により組織としての意思決定を行いました。

その他の行政財産使用を含め、適切に事務処理を行います。

⑵　指摘事項について、業務委託契約先の団体に申入れを行い、同従事者に秘密保持の誓約をしていただくこととしました。次年度の契約においては、個人情報の保護に関する内容を仕様に含めて事務を行います。

3　【監査委員意見】

⑴　受付印が実際の受付日と異なる日付で押印されたものがあった。現在、受付印は各課に置かれており、日付等の管理はされていない状態である。不正な処理を防止するため、市における適正な受付印の管理方法について検討されたい。

4　【措置状況】

⑴　市における適正な受付印の管理方法について、受付印の取り扱いに関する総務部長通知により全職員に周知しました。

６北防第２１号
令和６年２月７日

北名古屋市監査委員　吉　野　修　進　様
北名古屋市監査委員　清　水　晃　治　様

北名古屋市長　太　田　考　則
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和６年２月２日付け６北監第４号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜防災交通課＞

1　【指摘事項】

⑴　収入事務について

広告料収入に関する契約について、収入印紙の貼付がないものがあった。

⑵　その他

事務全般において、受付印の押印漏れや決裁を受けないままの事務処理等が散見された。

2　【措置状況】

⑴　収入事務については、契約相手方に対し、契約締結前に収入印紙の貼付を口頭で案内し、契約書受領の際に収入印紙の貼付を目視確認することを内部の事務手順に加えました。

⑵　事務処理における受付印の押印漏れ等については、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行うよう努め、起案から完結までの事務手順及び進捗確認を確実に実行します。